

# 姫路市建設工事等入札結果の公表に関する要綱

平成10年10月20日

最終改正 令和 8年 3月30日

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する建設工事（以下「工事」という。）及び建設工事に関連する委託業務（以下「業務」という。）に係る入札手続きの一層の透明性を確保するための入札結果の公表について必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象)

第2条 公表の対象となるものは、契約課において競争入札に付した工事及び業務とする。

(公表の内容)

第3条 公表する事項は、次に掲げる事項とする。ただし、落札者がいない場合（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による再度の入札に付し落札者がいないときに行う随意契約（以下「不落随意契約」という。）を締結した場合を除く。）は、第2号から第11号までに掲げる事項は、公表しない。

- (1) 入札執行日時及び工事名又は業務名
- (2) 姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号。以下「規則」という。）第17条の規定により指名した者の氏名若しくは名称
- (3) 一般競争入札に参加しようとした者の氏名又は名称並びにこれらの者のうち当該入札に参加させなかった者の氏名又は名称及びその者を参加させなかった理由
- (4) 落札者の氏名又は名称及び落札金額
- (5) 各入札者の氏名又は名称及び入札金額
- (6) 予定価格及び最低制限価格（低入札価格調査制度試行要綱（平成13年1月4日制定）第3条第1項に基づき調査基準価格及び調査最低制限価格を定めた場合にあっては、それらの価格）
- (7) 総合評価落札方式における各入札者の評価区分（施工計画の評価区分にあっては、評価項目）ごとの得点
- (8) 契約の相手方の商号又は名称及び住所
- (9) 工事の場所、種類、種別及び概要
- (10) 工事着手の時期及び工事完成の時期
- (11) 契約金額
- (12) 落札者がいない場合にあっては、その旨

(公表の方法)

第4条 公表は、前条各号に掲げる事項を記載した文書を契約課において閲覧に供する方法により行うものとする。

2 前条第1号、第2号及び第4号から第12号までに掲げる事項については、前項

に規定する方法によるほか、インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表するものとする。

(公表の時期)

第5条 前条第1項の規定による公表は、次の各号に掲げる事項ごとに、当該各号に定める時以後、速やかに行うものとする。

(1) 第3条第1号に掲げる事項 指名競争入札の場合にあっては規則第17条の規定により指名した時、一般競争入札の場合にあっては規則第4条の規定により公告した時

(2) 第3条第2号から第5号まで及び第7号に掲げる事項 落札者を決定した時(不落随意契約にあっては、契約を締結した時)

(3) 第3条第6号及び第8号から第11号までに掲げる事項 落札者と契約を締結した時(議会の議決に付すべき契約にあっては、仮契約を締結した時)

(4) 第3条第12号に掲げる事項 落札者がなかった時

2 前条第2項の規定による公表は、落札者を決定した時以後、速やかに行うものとする。ただし、第3条第6号に掲げる事項については、前項第3号に定める時に公表するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、設計、施工等を一括して同一の請負人に発注する方式による競争入札を実施する場合又は姫路市建設工事入札参加者審査委員会規則(昭和42年姫路市規則第59号)第1条に規定する姫路市建設工事入札参加者審査委員会の審議を経て、市長が必要と認める場合においては、第3条第6号に規定する予定価格を入札執行前に公表することができる。

(公表の期間)

第6条 公表の期間は、第3条第6号に掲げる事項を公表した日の翌日から起算して1年間に経過する日までとする。

(公表の期間外の公開)

第7条 公表の期間経過後の公開については、姫路市情報公開条例(平成14年姫路市条例第3号)及び姫路市情報公開条例施行規則(平成14年姫路市規則第21号)の定めるところによる。

(補則)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、財政局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年10月20日から施行する。

附 則(平成13年4月1日改正)

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成15年1月6日改正)

1 この要綱は、平成15年1月6日から施行する。

2 この要綱による改正後の姫路市建設工事等入札結果の公表に関する要綱第4条第

2 項及び第 5 条第 2 項の規定は、この要綱の施行の日以後に競争入札を執行した工事及び業務について適用し、同日前に競争入札を執行した工事及び業務についてはなお従前の例による。

附 則（平成 18 年 5 月 1 日改正）

この要綱は、平成 18 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 7 月 1 日改正）

この要綱は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 7 月 1 日改正）

この要綱は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 31 日改正）

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 24 日改正）

（施行期日）

1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 平成 29 年 9 月 30 日以前に指名競争入札に付した工事の入札結果の公表については、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年 4 月 7 日改正）

（施行期日）

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 7 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の第 3 条第 7 号、第 4 条第 2 項並びに第 5 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の規定は、この要綱の施行の日以後に競争入札に付した工事及び業務について適用し、同日前に競争入札に付した工事及び業務については、なお従前の例による。

附 則（令和 6 年 3 月 21 日改正）

（施行期日）

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の第 3 条、第 4 条第 2 項並びに第 5 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで及び第 3 項の規定は、この要綱の施行の日以後に競争入札に付した工事及び業務について適用し、同日前に競争入札に付した工事及び業務については、なお従前の例による。

附 則（令和 8 年 3 月 30 日改正）

（施行期日）

1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の第 5 条第 3 項の規定は、この要綱の施行の日以後に競争入札を執行する工事及び業務について適用し、同日前に競争入札を執行する工事及び業務については、なお従前の例による。